

道路運送車両法第九十四条の五第一項の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付	自動車登録令(昭和二十六年政令第百五十六号)第十六条第一項の印刷に関する証明書(特定非常災害発生の日前三月以内に行なわれたものに限る)を添付して行う同令第十四条第一項の規定に基づく申請書の提出	自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)第二十五条第二項第二号の規定により国土交通大臣が適当と認める書類(特定非常災害発生の日前三日以内に行なわれたものに限る)を提出して行う道路運送車両法第二十二条第一項の規定する登録事項等証明書の交付の請求	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第三十一条の規程に基づく宅地建物取引業者の免許	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第三十一条の規程に基づく宅地建物取引業者の免許	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第三十一条の規程に基づく宅地建物取引業者の免許	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十一年法律第五十二号)第二十二条第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録	タクシ業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第十九条第一項の規定に基づく登録実施機関の登録	浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二十一条第一項の規定に基づく浄化槽工事業者の登録
伸長公示をした運輸支局長が別に示す地域に事業場を置く道路運送車両法第九十四条の三第一項の規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章を受領した者	特定被災地域内に住所を有する者及びその位置が定められている自動車の所有者	特定被災地域内に住所を有する者	特定被災地域内に住所を有する者	特定被災地域内に住所を有する者	特定被災地域内に住所を有する者	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	特定被災地域内にタクシ業務適正化特別措置法第十九条第一項の規定する登録事務等を行う事務所を有する者	特定被災地域内に住所を有する者
伸長公示をした運輸支局長が当該運輸支局長が定める有効期間の満了日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十四年法律第八十一号)第七條第一項の規定に基づく登録住宅性能評価機関の登録	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四十四号)第二十一条第一項の規定に基づく解体工事業の登録	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四十九号)第四十四条第一項の規定に基づくマンション管理業者の登録	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四十九号)第六十条第一項の規定に基づく管理業務主任者証の交付	(建設)コンサルタント登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百七十七号)第二条第一項の規定に基づく建設コンサルタントの登録	地質調査業者登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百八十八号)第二条第一項の規定に基づく地質調査業者の登録	補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年建設省告示第三百四十一号)第二条第一項の規定に基づく補償コンサルタントの登録	下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和六十二年建設省告示第三百三十四号)第二条第一項の規定に基づく下水道処理施設維持管理業者の登録	不動産投資顧問業登録規程(平成十二年建設省告示第八百二十八号)第三条第一項の規定に基づく不動産投資顧問業の登録	賃貸住宅管理業者登録規程(平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号)第三条第一項の規定に基づく賃貸住宅管理業者の登録
特定被災地域内に住宅の品質確保の促進等に関する法律第七條第一項に規定する評価の業務を行う事務所を有する者	特定被災地域内に住所を有する者	特定被災地域内に主たる事務所を有する者	特定被災地域内に住所を有する者	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に主たる営業所を有する者	特定被災地域内に主たる事務所を有する者
令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日

明治二十五年三月十一日
第三種郵便物認可

行所 平一〇五―八四四五
二番五号 東京港区虎ノ門二丁目
話 03 3587 4294
一 一カ月 一六四円(本体一五二〇円)
二 本号 一四三円(本体一三〇円)